

衆議院 第七十六回国会 財務金融委員會會議錄 第一号

本国会召集日(平成二十二年十月一日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

理事 小野塚勝俊君 理事 岸本 周平君
理事 高山 智司君 理事 中塚 一宏君
理事 和田 隆志君 理事 後藤田正純君
理事 竹本 直一君 理事 石井 啓一君
理事 網屋 信介君 理事 池田 元久君

石田 勝之君 今井 雅人君
小沢 鋭仁君 大串 博志君
岡島 一正君 岡田 康裕君
小林 興起君 小山 展弘君
近藤 和也君 下条 みつ君
菅川 洋君 鈴木 克昌君
富岡 芳忠君 豊田潤多郎君
橋本 勉君 福嶋健一郎君
古本伸一郎君 松木けんこう君
笠 浩史君 渡辺 義彦君
秋葉 賢也君 竹下 亘君
徳田 毅君 野田 毅君
村田 吉隆君 茂木 敏充君
山口 俊一君 山本 幸三君
竹内 譲君 佐々木憲昭君

理事 中塚 一宏君 理事 古本伸一郎君
理事 和田 隆志君 理事 鷲尾英一郎君
理事 後藤田正純君 理事 竹下 亘君
理事 竹本 直一君 理事 竹内 譲君
理事 青木 愛君 理事 東 祥三君
理事 五十嵐文彦君 理事 井戸まさえ君
理事 磯谷香代子君 理事 稲富 修二君
理事 木内 孝胤君 理事 杉本かずみ君
理事 小山 展弘君 理事 小林 興起君
理事 菅川 洋君 理事 杉本かずみ君
理事 福嶋健一郎君 理事 中林美恵子君
理事 横条 勝仁君 理事 三村 和也君
理事 伊東 良孝君 理事 吉田 泉君
理事 野田 毅君 理事 今津 寛君
理事 茂木 敏充君 理事 村田 吉隆君
理事 山本 幸三君 理事 山口 俊一君
理事 佐々木憲昭君 理事 齊藤 鉄夫君

十月一日
石田勝之君が議院において、委員長に補欠選任された。

平成二十二年十月十九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石田 勝之君
理事 江端 貴子君 理事 小野塚勝俊君
理事 大串 博志君 理事 柿沼 正明君
理事 岸本 周平君 理事 高山 智司君

委員の異動

十月一日

辞任 池田 元久君 補欠選任 青木 愛君
今井 雅人君 東 祥三君
小沢 鋭仁君 五十嵐文彦君

財務大臣 野田 佳彦君
財務大臣(金融担当) 自見庄三郎君
内閣府副大臣 東 祥三君
財務副大臣 五十嵐文彦君
財務副大臣 櫻井 充君
内閣府大臣政務官 和田 隆志君
財務大臣政務官 吉田 泉君
財務大臣政務官 尾立 源幸君
財務金融委員会専門員 北村 治則君

岡島 一正君 稲富 修二君
近藤 和也君 江端 貴子君
下条 みつ君 柿沼 正明君
鈴木 克昌君 木内 孝胤君
富岡 芳忠君 杉本かずみ君
豊田潤多郎君 中林美恵子君
橋本 勉君 三村 和也君
松木けんこう君 宮崎 岳志君
笠 浩史君 吉田 泉君
渡辺 義彦君 鷲尾英一郎君
同日 秋葉 賢也君 補欠選任 今津 寛君
同日 石井 啓一君 補欠選任 齊藤 鉄夫君
同日 網屋 信介君 補欠選任 井戸まさえ君
同日 岡田 康裕君 磯谷香代子君
同日 宮崎 岳志君 横条 勝仁君
同日 徳田 毅君 伊東 良孝君

同日 理事小野塚勝俊君、岸本周平君、高山智司君、中塚一宏君、和田隆志君及び竹本直一君同日理事辞任につき、その補欠として江端貴子君、大串博志君、柿沼正明君、古本伸一郎君、鷲尾英一郎君及び竹下亘君が理事に当選した。

十月一日
串博志君、柿沼正明君、古本伸一郎君、鷲尾英一郎君及び竹下亘君が理事に当選した。

十月四日

自主共済の適用除外を求める意見書(広島県竹原市議会(第一一八号))
所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(山形県河北町議会(第一一九号))
所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(甲府市議会(第二二〇号))
中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(福岡県川崎町議会(第二二一号))
保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書(茨城県常総市議会(第二二二号))
保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書(茨城県北茨城市議会(第二二三号))
保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書(茨城県筑西市議会(第二二四号))
保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書(茨城県五霞町議会(第二二五号))
離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書(長崎県対馬市議会(第二二六号))
同日 安心社会実現のため超党派で消費税議論を行

い、歳出の見直しを求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第七九八号)

「自主共済制度の保険業法適用除外」を求める意見書(茨城県高萩市議会)(第七九九号)

消費税増税に反対する意見書(北海道七飯町議会)(第八〇〇号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(宮城県岩沼市議会)(第八〇一号)

所得税法の見直しを求める意見書(富山県議会)(第八〇二号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(山梨県中央市議会)(第八〇三号)

「所得税法第五十六条の廃止」を求める意見書(香川県琴平町議会)(第八〇四号)

保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書(茨城県坂東市議会)(第八〇五号)

離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書(長崎県杵岐市議会)(第八〇六号)

離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書(長崎県新上五島町議会)(第八〇七号)

同月十九日

安心社会実現のため超党派で消費税論議を行い、歳出の見直しを求める意見書(静岡県御前崎市議会)(第二三八七号)

安心社会実現のため超党派で消費税・地方消費税論議を行い、歳出の見直しを求める意見書(愛媛県議会)(第二三八八号)

家族従業員の人権保障のため所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(岩手県奥州市議会)(第二三八九号)

所得税法及び関連条項の見直しを求める意見書(北海道登別市議会)(第二三九〇号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(東京都八王子市議会)(第二三九一号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(東京都町田市議会)(第二三九二号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(静岡県伊東市議会)(第二三九三号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(奈良県橿原市議会)(第二三九四号)

所得税、住民税の配偶者控除の縮小又は廃止を行うことに反対する意見書(長崎県議会)(第一三九五号)

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(福岡県嘉麻市議会)(第一三九六号)

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書(福岡県桂川町議会)(第一三九七号)

離島地域における揮発油税の減免を求める意見書(長崎県議会)(第一三九八号)

離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書(長崎県五島市議会)(第一三九九号)

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

○石田委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、財務金融委員長の重責を担うことになりました石田勝之でございます。

皆様御承知のとおり、我が国の財政は大変厳しい状況にあり、持続的な経済成長と財政再建、税制改正などの諸課題があり、また、金融経済情勢においては、現下の円高対策、デフレからの脱却は急務であり、安定した金融システムの構築などが求められております。

こうした状況のもと、委員長として、当委員会

の重要性を認識するとともに、委員各位の御理解、御協力をいただきまして、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○石田委員長 この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事小野塚勝俊君、岸本周平君、高山智司君、中塚一宏君、和田隆志君及び竹本直一君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任並びに委員異動に伴い、現在理事が七名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、

江端 貴子君 大串 博志君
柿沼 正明君 古本伸一郎君
鷲尾英一郎君 竹下 亘君
及び 竹内 譲君

を理事に指名いたします。

○石田委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

財政に関する事項
税制に関する事項
関税に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
たばこ事業及び塩事業に関する事項

印刷事業に関する事項
造幣事業に関する事項
金融に関する事項
証券取引に関する事項
以上の各事項につきまして、今会期中中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 この際、野田財務大臣、自見金融担当大臣、櫻井財務副大臣、五十嵐財務副大臣、東内閣府副大臣、吉田財務大臣政務官、尾立財務大臣政務官及び和田内閣府大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。財務大臣野田佳彦君。

○野田財務大臣 おはようございます。引き続き財務大臣を拝命いたしました野田佳彦でございます。

本委員会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げますとともに、今後の財政政策等を運営するに当たっての基本的な考え方を申し述べ、委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

経済財政運営については、本年六月に閣議決定した新成長戦略及び財政運営戦略に基づき、引き続き、経済成長と財政再建との両立を目指してまいります。

重要政策課題である社会保障改革について、財源と一体的に議論する必要があります。総理が申し上げたように、消費税を含め、税制全体の議論を進めてまいります。こうした政策課題については、野党の皆さんとも意見交換をしていきたいと考えております。

また、我が国の景気については、アジアを中心とした外需等により持ち直してきたものの、回復

力の弱さや先行きの下押しリスクを示す動きが続いており、環境の厳しさが増しております。そうした中、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢への対応の観点から、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成二十三年までの政策展開を定めた新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策を九月十日に決定いたしました。そのステップワンとして、予備費を活用し、即効性を重視した緊急的な対策を実施し、さらに十月八日には、ステップツーとして、平成二十二年補正予算の編成を含む円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を閣議決定しております。

平成二十三年予算編成においては、マニフェストを含め、新成長戦略の目標とする経済成長や国民生活の質の向上の実現を目指し、予算の大胆な組み替えを図っております。

平成二十三年税制改正については、平成二十二年税制改正大綱及び財政運営戦略等を踏まえ、公平、透明、納得の原則のもとで、税制調査会において検討し、取りまとめを行っております。

以上、財政政策等に関する私の考えの一端を申し述べました。今後とも、与野党の皆様のお力添えを得て、政策運営に万全を尽くしてまいれる所存であります。

石田委員長を初め、委員各位におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

○石田委員長 金融担当大臣自見庄三郎君。

○自見閣務大臣 金融担当大臣自見庄三郎でございます。引き続き、御指導、御鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

本日は、現下の金融行政について、一言申し上げます。

初めに、金融の円滑化について申し上げます。中小企業の業況感、資金繰りについては、引き続き厳しいとの声が聞かれる中、金融庁といたしましては、昨年十二月に施行いたしました中小企

業金融円滑化法を初めとする諸施策により、我が国における金融の円滑化に努めているところであります。同法については、これまでの実績を見る限り、金融機関における取り組みが着実に進んでいるものと考えておりますが、金融庁といたしまして、引き続き、中小企業等の資金繰りの状況や金融機関の取り組み状況などの把握に努め、中小企業等の資金需要が高まる年末、年度末に向けて、金融の円滑化に努めてまいります。

次に、改正貸金業法の完全施行について申し上げます。本年六月に同法が完全施行されました。その後、に設置いたしました改正貸金業法フォローアップチームにおいては、制度の周知徹底や施行状況の実態把握等を行っているところでございます。今後とも、同法の完全施行後の状況の推移をフォローアップしてまいれる所存でございます。

続きましては、国際的な金融規制改革の動向について申し上げます。先般の金融危機を踏まえ、G20首脳会合や金融安定理事会、FSB等では、危機の再発防止と強固な金融システムの構築に向けた議論が進んでいるところであります。今後、本年十一月のソウル・サミット等に向けて、引き続き、国際的に活動する銀行の自己資本、流動性の強化や、システム上重要な金融機関のモラルハザード防止等の国際的な議論に積極的に参画してまいります。

次に、本年六月に閣議決定されました新成長戦略について申し上げます。新成長戦略では、金融の役割として、実体経済、企業のバックアップ役としてのサポートを行うこと、金融自身が成長産業として経済をリードすることの二つが述べられております。これらを踏まえて、金融庁といたしましては、今月八日の金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの年内策定に向けて作業を本格化する旨、公表したところであります。

今後、新金融立国に向けて、経済成長に寄与する各般の施策に、積極的に取り組んでまいります。

最後にありますが、さきの通常国会において提出した保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案については、現在、衆議院において継続審議となっております。同法案につきましては、各党において鋭意御検討をいただいておりますので、速やかに御審議の上、何とぞ早期の成立をお願いいたします。

以上、金融担当大臣として、一言ごあいさつを申し述べました。今後とも、皆様方のお力添えをいただきまして、金融行政の運営に全力を傾注する所存でございます。

石田委員長を初め、理事の方、委員各位におかれましては、御理解と御協力を心からお願いする次第でございます。ありがとうございます。(拍手)

○石田委員長 財務副大臣櫻井充君。

○櫻井副大臣 おはようございます。このたびは財務副大臣を拝命いたしました櫻井充でございます。

五十嵐副大臣、吉田、尾立両政務官ともども、野田財務大臣をお支えし、この重責を果たすため、一生懸命頑張りたいと思っております。

石田勝之委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○石田委員長 財務副大臣五十嵐文彦君。

○五十嵐副大臣 おはようございます。このたびは財務副大臣を拝命いたしました五十嵐文彦でございます。

我が国の税財政の改革に国民の大変大きな関心が集まっております。野田大臣の御指示を仰ぎつつ、櫻井副大臣、吉田政務官、尾立政務官とともに、誠心誠意職務に邁進してまいります。

石田勝之新委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○石田委員長 内閣府副大臣東祥三君。

○東副大臣 このたび内閣府副大臣を拝命いたしました東祥三でございます。自見大臣のもと、金融関連事項を担当させていただきます。

和政務官ともどもに、自見大臣をしつかりと支えていくためにも、委員長を初め、理事、そしてまた委員の諸先生方、皆さん方の御指導をいただきながら、この職務を全うしていくことを誓い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○石田委員長 財務大臣政務官吉田泉君。

○吉田大臣政務官 このたびは財務大臣政務官を拝命いたしました吉田泉でございます。

尾立政務官ともども、大臣、副大臣を支えて、職務の遂行に全力を傾注してまいります。

石田勝之新委員長を初め、皆様方の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○石田委員長 財務大臣政務官尾立源幸君。

○尾立大臣政務官 おはようございます。このたびは財務大臣政務官を拝命いたしました尾立源幸でございます。

吉田政務官とともに、野田大臣、副大臣を補佐しつつ、職務に全力を傾注してまいりたいと思っております。

石田勝之新委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。(拍手)

○石田委員長 内閣府大臣政務官和田隆志君。

○和田大臣政務官 おはようございます。このたびは内閣府大臣政務官を拝命いたしました和田隆志でございます。金融関連事項を担当させていただきます。

自見大臣、東副大臣のもとで、全力を尽くさせていただきます。

石田委員長、理事、委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○石田委員長 次に、平成二十二年四月以降にお

いて発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本年四月以降に発生が確認された口蹄疫は、関係者の懸命の努力により八月に終息宣言がなされましたが、我が国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらした、これにより、宮崎県及びその周辺地域の経済全体が深刻な打撃を受けております。

本起草案は、このような状況にかんがみ、「必要な税制上の措置を講ずる」とした口蹄疫対策特別措置法第二十七条を踏まえて、被害を受けた発生農家等の負担の軽減を図り、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を目指して、緊急に対応すべき措置を講じようとするものであります。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

本起草案は、個人または法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間内に、家畜伝染病予防法第五十八条の規定による手当金や口蹄疫対策特別措置法第六條第九項の規定による補てん金等の交付を受けた場合に、当該交付を受けた手当金等について、税制上、次の特例措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等の交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた所得に対する所得税を免除することとしております。

第二に、法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとしております。これにより、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額に対しては法人税が課されない

こととなります。

なお、本特例措置による国税の減収額は、約十三億円と見込まれております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石田委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。財務大臣野田佳彦君。

○野田国務大臣 この法律案につきましては、政府といたしましては特に異議はございません。

○石田委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の議案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出法律案とするに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成二十二年四月以降に発生が確認

された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

〔所得税の特例〕

第一条 個人が、口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下「指定期間」という)内に、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十八条の規定による手当金(平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための当該手当金と併せて政令で定める要件を満たす補助金が交付されるものに限る)、口蹄疫対策特別措置法第六條第九項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金(以下「手当金等」という)の交付を受けた場合には、当該個人のその交付を受けた日の属する年分の当該手当金等の交付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2 前項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

〔法人税の特例〕

第二条 法人(人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が、指定期間内に手当金等の交付を受けた場合には、当該法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に手当金等の交付を受けた場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

三 連結親法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する連結親法人をいう。

四 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

五 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

六 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

七 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

4 前項に定めるもののほか、手当金等に係る利益の額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人及び法人について、所得税の免税措置等の所得税及び法人税の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約十三億円である。

印刷者 国立印刷局

衆議院事務局

平成二十二年十月二十五日印刷

平成二十二年十月二十六日発行

C